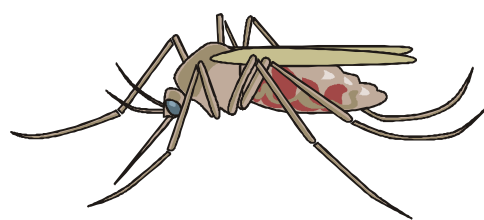


横浜市ウエストナイル熱対応指針

【第1版】

(平成16年3月31日現在)



横浜市衛生局

目 次

はじめに.....	3 頁
1 基本方針.....	4
2 ウエストナイル熱の概要等.....	5
3 横浜市におけるウエストナイル熱等対策の概要について.....	6
4 福祉保健センター等における対応（相談及び情報提供体制）.....	8
5 予防指導ガイドライン.....	10
6 蚊及びカラスのサーベイランス.....	14
7 ウエストナイル熱対策対応計画.....	20
【付録】	
（1）ウエストナイル熱・脳炎QandA	23
（2）横浜市ウエストナイル熱等対策検討会設置要綱.....	27
（3）感染症情報公表基準.....	28

はじめに

ウエストナイル熱は、蚊媒介性ウイルスであるウエストナイルウイルスの感染によって起こる疾患です。重症の場合、脳炎や髄膜炎を起こし死亡することもあります。

ウエストナイルウイルスは、1937年にウガンダ（アフリカ）の西ナイル地方で初めて分離されてから、アフリカ、西アジア、中東、ヨーロッパで発見されていました。1999年に米国のニューヨークで患者が発生した後、4年間で北米にウイルスが広がり、2002年には患者数4,156人、死者284人に及びました。2003年のシーズンでは（2月25日現在）患者数9,186人、死者231人と患者数は昨年を大きく上回っています。

日本では、まだウエストナイル熱の患者発生はなく、ウエストナイルウイルスは検出されていませんが、米国からの媒介蚊の侵入の危険性は否定できません。

このような状況の中で、厚生労働省では、

- （1）平成14年11月1日からウエストナイル熱を、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の全数届出の4類感染症としたこと
 - （2）平成14年11月から、東京都及び神奈川県内の大規模公園での死亡カラスのサーベイランスの開始（今年1月から全国展開）
 - （3）ウエストナイル熱の媒介蚊対策に関する情報提供（平成15年6月）
- などをおこなっています。

改正感染症法では、ウエストナイル熱などの動物由来感染症に対する対策の強化として、4類感染症に分類されている動物由来感染症に関する措置（動物に対する輸入規制、消毒、蚊の駆除や物件に対する措置）が新たに明記されました。

また、横浜市でも、市内に国際港及び米軍関係施設等を抱えていることから、全国に先駆けて以下のとおりの対策を講じてきました。

- （1）横浜市ウエストナイル熱等対策検討会の設置（平成15年6月）
- （2）横浜市内の公園（20箇所）における蚊及び鳥類のサーベイランスの実施（平成15年7月）及び結果の公表
- （3）横浜検疫所との連携の強化
- （4）市の広報による情報提供

この指針は、横浜市における対策の概要をまとめたものです。関係者のお役に立てれば幸いです。

平成16年3月
横浜市衛生局

1 基本方針

(1) 総合的な施策の検討

ウエストナイル熱対策については、衛生局だけではなく、施設管理者及び区役所等の連携が必要であるため、学識経験者及び関係機関の課長級からなる「横浜市ウエストナイル熱等対策検討会」(以下、「検討会」といいます。)を設置し、総合的な施策の検討を行います。

検討会においては、市内で実施しているサーベイランス等から得られた情報を分析し、それらを踏まえた施策の検討を行います。

(2) 積極的な情報提供

ウエストナイル熱に限らず、感染症対策において重要なことは「パニック防止」が重要です。

そのためには、横浜市はウエストナイル熱に関する正しい知識や予防方法など基本的な事項を市民に対し積極的に提供し、市民一人一人が平常時において危機管理意識を備えておくことができるように環境を整備します。

(3) 蚊及び死亡カラスのサーベイランス

市内におけるウイルスの存在を確認するため、中長期的な展望を持ったサーベイランスを実施し、それによって得られた結果を速やかにホームページ等で公表していきます。

(4) 蚊の駆除及び発生源対策

実施に当たっては、地域の住民組織及び施設管理者等と十分連携をとる必要があります。また、対策をおこなうエリアを的確に設定し、過剰な対応とならないよう十分に配慮します。

さらに、あらかじめレベル別、

国内にウイルス侵入段階 市内にウイルス侵入段階
国内に患者発生段階 市内に患者発生段階 等を想定し、

それぞれの対応方針を策定しておきます。

2 ウエストナイル熱の概要等

(1) 感染症法上の位置づけ

ウエストナイル熱は感染症法における全数届出の4類感染症【6条5項】

医師の届出【12条1項1号】

感染症の発生の状況、動向及び原因の調査【15条】

感染症の病原体に汚染された場所の消毒【27条】

物件に対する措置【29条】

質問及び調査【35条】

(2) 届出基準

定義

フラビウイルス科に属するウエストナイルウイルスによる感染症で、蚊によって媒介されます。

臨床的特徴

2～14日の潜伏期の後に高熱で発症し、発熱は通常3～6日間持続します。同時に頭痛、背部の痛み、筋肉痛、食欲不振などの症状を有します。

約半数で発疹が胸部、背、上肢に認められ、リンパ節腫脹も通常認められます。症状は通常1週間以内で回復しますが、その後倦怠感が残ることもあります。

特に高齢者においては、上記症状とともにさらに重篤な症状として、激しい頭痛、方向感覚の欠如、麻痺、意識障害、痙攣等の症状が出現し脳炎、髄膜脳炎を発症することがあります。特に、米国では重篤な例で筋力低下が約半数に認められています。

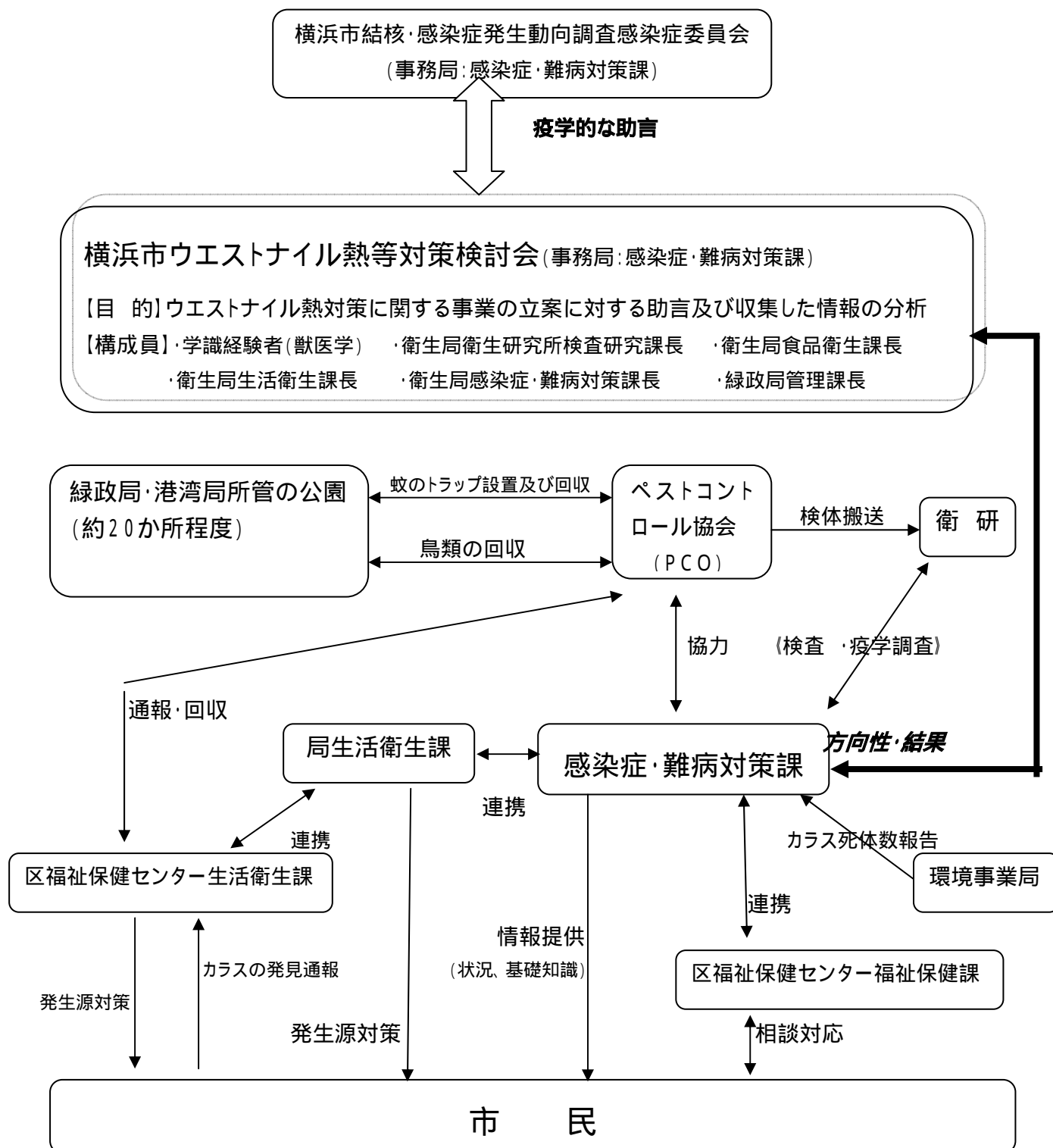
報告のための基準

- ・診断した医師の判断により、症状や所見から当該疾患が疑われ、かつ、以下のいずれかの方法によって病原体診断や血清学的診断がなされたもの。
- ・病原体の検出：
ウエストナイルウイルスの血液や脳脊髄液からの分離
- ・病原体の遺伝子の検出：
PCR法等によるウエストナイルウイルス遺伝子の血液や脳脊髄液中での検出
- ・抗体の検出：
ウエストナイルウイルス特異的IgMの血液や脳脊髄液中での検出
ウエストナイルウイルス特異的IgGの検出とペア血清における4倍以上の上昇

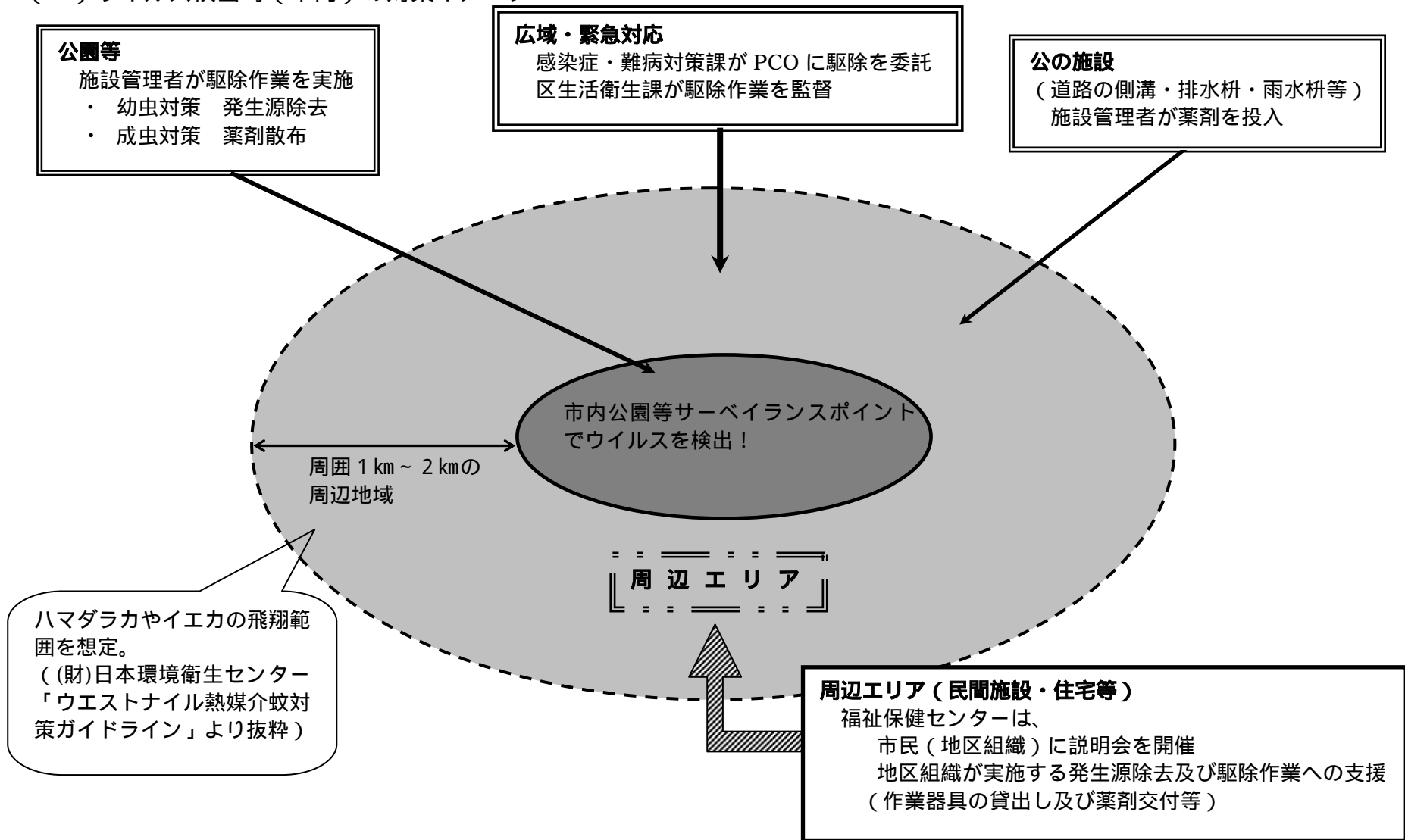
3 横浜市におけるウエストナイル熱等対策の概要について

(1) 関係機関の連携

【取り組みイメージ】



(2) ウイルス検出時(市内)の対策イメージ



4 福祉保健センター等における対応（相談及び情報提供体制）

（１）相談窓口：平日（8:45～17:15）

各区福祉保健センター及び衛生局感染症・難病対策課・生活衛生課で、市民や医療機関等からの相談に対し、ホームページやチラシでウエストナイル熱についての情報を提供しています。

（病気に関する相談）：各区の福祉保健センター健康づくり係

（蚊の駆除に関する相談）：各区の福祉保健センター生活衛生課環境衛生係

相談窓口	福祉保健課電話番号	生活衛生課電話番号	住所
青葉区福祉保健センター	045-978-2438	045-978-2465	青葉区市ヶ尾町 31-4
旭区福祉保健センター	045-954-6146	045-954-6168	旭区鶴ヶ峰 1-4-12
泉区福祉保健センター	045-800-2444	045-800-2452	泉区和泉町 4636-2
磯子区福祉保健センター	045-750-2445	045-750-2440	磯子区磯子 3-5-1
神奈川区福祉保健センター	045-411-7138	045-411-7144	神奈川区広台太田町 3-8
金沢区福祉保健センター	045-788-7840	045-788-7873	金沢区泥亀 2-9-1
港南区福祉保健センター	045-847-8438	045-847-8438	港南区港南中央通 10-1
港北区福祉保健センター	045-540-2362	045-540-2373	港北区大豆戸町 26-1
栄区福祉保健センター	045-894-6964	045-894-6968	栄区桂町 303-19
瀬谷区福祉保健センター	045-367-5744	045-367-5752	瀬谷区二ツ橋町 190
都筑区福祉保健センター	045-948-2350	045-948-2358	都筑区茅ヶ崎中央 32-1
鶴見区福祉保健センター	045-510-1827	045-510-1845	鶴見区鶴見中央 3-20-1
戸塚区福祉保健センター	045-866-8426	045-866-8476	戸塚区戸塚町 157-3
中区福祉保健センター	045-224-8332	045-224-8339	中区日本大通 35
西区福祉保健センター	045-320-8439	045-320-8444	西区中央 1-5-10
保土ヶ谷区福祉保健センター	045-334-6344	045-334-6363	保土ヶ谷区川辺町 2-9
緑区福祉保健センター	045-930-2357	045-930-2365	緑区寺山町 118
南区福祉保健センター	045-743-8241	045-743-8263	南区花之木町 3-48-1

(2) ウエストナイル熱関連のホームページ

横浜市衛生研究所のホームページ

(http://www.eiken.city.yokohama.jp/infection_inf/inf_c_kakekka.html)

ウエストナイル熱・脳炎 Q&A

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2002/10/tp1023-1b.html>)

ウエストナイル熱の診断・治療ガイドライン

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2002/10/tp1023-1a.html>)

ウエストナイル熱の診断・治療ガイドライン (追補)

(<http://www.mhlw.go.jp/topics/2002/10/dl/tp1023-1c.pdf>)

ホームページ「動物由来感染症を知っていますか？」

(<http://www.forth.go.jp/mhlw/animal/index.html>)

国立感染症研究所

(<http://www.nih.go.jp/vir1/NVL/WNVhomepage/WN.html>)

日本ウイルス学会

(http://virus.bcasj.or.jp/WNV_top.htm)

感染症学会

(<http://www.kansensho.or.jp/>)

日本医師会

(<http://www.med.or.jp/kansen/westnail.html>)

動物衛生研究所

(<http://ss.niah.affrc.go.jp/disease/westnile/wn.html>)

5 予防指導ガイドライン

(1) 基本的な考え方

ウエストナイルウイルスの感染を予防するための基本は、媒介蚊に刺されないようにすることです。

- ・ 蚊に刺されないようにする
- ・ 蚊を増やさないようにする

(2) 蚊に刺されないようにする

蚊に刺されないようにするためには、次のような点に注意します。

- ア 外出時は長袖・長ズボンにして皮膚の露出を少なくする。
- イ 露出している皮膚には虫よけスプレー（蚊除け剤）を使う。
- ウ 蚊の活動が活発になる夕暮れ時などは外出を控える。
- エ 窓やドアの網戸を使う。

(3) 蚊を増やさないようにする

- ア 蚊が発生するもとなる溜まり水を作らない。

(4) 虫（蚊）よけ剤の使い方

1 何のために虫(蚊)よけ剤を使うのですか？

ウエストナイルウイルスや日本脳炎ウイルスなどのウイルスは、ウイルスを持っている蚊に刺されることで媒介されます。虫よけ剤を使って蚊に刺されることを減らすと、病気を予防することにつながり、戸外での活動が安心してできるようになります。

2 虫よけ剤はどのように作用するのですか？

雌の蚊は産卵をするために吸血しますが、人間の皮膚のにおいや呼気中の二酸化炭素によって引き寄せられます。

多くの虫よけ剤に含まれている DEET（ディート：ジエチルトリアミド）という物質は、蚊の触角に作用し吸血源の探知をしにくくするとされています。虫よけ剤は殺虫剤ではなく、蚊がごく近くに寄ってこないと効果がないので、虫よけ剤を使っても周囲に蚊が飛んでいることがあります。

3 どんな虫よけ剤を使えばよいですか？

色々な虫よけ剤が市販されていますが、DEET（ディート：ジエチルトリアミド）という物質が有効成分として含まれているものが推奨されます。

製剤には、エアゾール、ローション、クリーム等の剤型があり、有効成分濃度もさまざまです。

使用するときには、製品の説明書をよく読んで正しく使用することが必要です。

3 - 1 市販されている虫よけ剤で DEET の濃度が表示されているもの的一部 (参考)

ムヒの虫よけムシペール	(DEET 12%含有医薬品、スプレー、池田模範堂)
イーメン虫よけ	(DEET 6%含有医薬品、パウダースプレー、大正製薬)
ウナコーワ虫よけ	(DEET 3.5%含有医薬部外品、スポンジ式容器、興和)
ピジョンカユネード	(DEET 7%含有医薬部外品、ウェットティッシュタイプ)

4 虫よけ剤はどんなときに使えばよいですか？

戸外で活動するとき、特に夕方や夜間、明け方に外出する際に使用します。

虫よけ剤だけに頼らず、長袖や長ズボンを着用して、なるべく皮膚の露出を少なくすることも必要です。

室内にいるときには使用する必要はありません。(しかし、室内に蚊が入らないようにする工夫が必要です。)

5 虫よけ剤はどのようにして使えばよいのですか？

露出した皮膚にむらなく塗布します。

使用するときには、製品の説明書をよく読んで正しく使用することが必要です。

- ・ 傷口、炎症のある皮膚、目、口の周りを避けて塗布する。
- ・ 顔に使用するときには、あらかじめ手のひらに取り、塗布する。
- ・ スプレー剤は狭い室内で噴霧しない。
- ・ 被服で被われた皮膚には使用しない。
- ・ ストッキングの上から使用しない。
- ・ 汗をかいたり濡れたりしたら、早めに塗布し直す。
- ・ 帰宅したら、塗布したところを石けんで洗い流す。
- ・ 小児には必ず大人が塗布する。
- ・ 小児の手のひらには塗布しない。(手で目や口を触ることが多いので)
- ・ 小児の手の届くところに虫よけ剤を保管しない。
- ・

6 虫よけ剤の効果はどのくらい持続するのですか？

持続時間は、有効成分や剤型により異なりますし、発汗の状態や天候などによっても変わってきます。製品の説明書を参考に使用します。

6 - 1 DEET の濃度による効果持続時間

米国CDCのデータ		カナダ保健省のデータ	
DEET	23.8% 5時間	30%	6時間
	20% 4時間	15%	5時間
	6.65% 2時間	10%	3時間
	4.75% 1時間30分	5%	2時間

*日本では高濃度のDEETが含有されている製剤はないが、剤型を工夫することで持続時間を長くしている。

7 DEETは安全ですか？

DEETは、1946年に開発された忌避剤で、効力や安全性などについてのデータが最も蓄積されています。使用上の注意を守り正しく使用した場合に、健康被害が発生した例はほとんどないとされています。

7 - 1 DEETの副反応にはどのようなものがありますか？

発疹・発赤・かゆみなどの皮膚炎の症状を起こす場合があるとされています。上記の様な症状が現れた場合は、虫よけ剤の使用を中止して、皮膚科を受診してください。

7 - 2 DEETのまれな副反応

まれではあるが、中枢神経障害を起こし、行動等への影響を与えた報告例があります。重大な副反応の多くは、誤飲や過度の連用など製品の間違った使用によるものです。

7 - 3 湾岸戦争での事例

湾岸戦争後、帰還兵に原因不明の疲労や記憶低下、関節痛等の症状が見られました。これは当初、劣化ウラン弾が原因とされていましたが、神経ガス防護剤(臭化ピリドスチグミン)とDEETの同時併用による相互作用が考えられています。

8 虫よけ剤を子どもに使う場合、どんなことに気をつけたらよいですか？

子どもにとって安全な DEET の濃度についてははっきりしたデータはありません。製品の説明書に従って使った場合、重大な健康被害が発生した例はほとんどないとされています。

- ・ 小児には必ず大人が塗布する。
- ・ スプレー剤は直接噴霧せずに、大人の手のひらにとって塗布する。
- ・ 小児の手のひらには塗布しない。(手で目や口を触ることが多いので)
- ・ 小児の手の届くところに虫よけ剤を保管しない。
- ・ 被服で被われた皮膚には使用しない。

8 - 1 米國小児科学会の勧告

2 から 12 歳までの小児には、DEET 10% 以下の製品を使用します。
2 歳未満の乳幼児には使用しないこと。

8 - 2 カナダ保健省による規制

カナダでは 2002 年に DEET についての再評価を行い、30% 以上の高濃度の DEET 製品の販売禁止を含む規制が行われています。

年齢	DEET 濃度	使用頻度	備考
6 か月未満	DEET を使用してはいけません。		
6 か月から 2 歳	10% 以下	1 日 1 回	虫に刺される危険が高い場合のみ使用する。 顔と手に使用しない。控えめに使用する。 長期使用はしない。
2 から 12 歳	10% 以下	1 日 3 回以下	顔と手に使用しない。長期使用はしない。

9 DEET は妊婦や授乳中の母親にとって安全ですか？

妊婦や授乳中の母親に対して副反応の報告はありません。(米国のデータ)

6 蚊及び鳥類のサーベイランス

1 蚊のサーベイランス(成虫捕獲調査)

- (1) 期間
7月から11月まで
- (2) トラップ設置箇所
横浜市内公園等20箇所 1箇所あたり1台設置
- (3) トラップ設置回数
1箇所について、20回、合計400回
- (4) 作業内容
設置(原則毎週火曜日の15時から16時)
回収(設置した翌朝の9時から10時に回収)
選別(捕獲した虫を「蚊」と「蚊以外の昆虫」とに分類し、検体番号を記入した容器に保管)
運搬(検体を収容した回収容器を、保冷剤で保管しながら横浜市衛生研究所まで運搬)
- (5) 成虫捕獲調査用トラップ
ドライアイストラップ

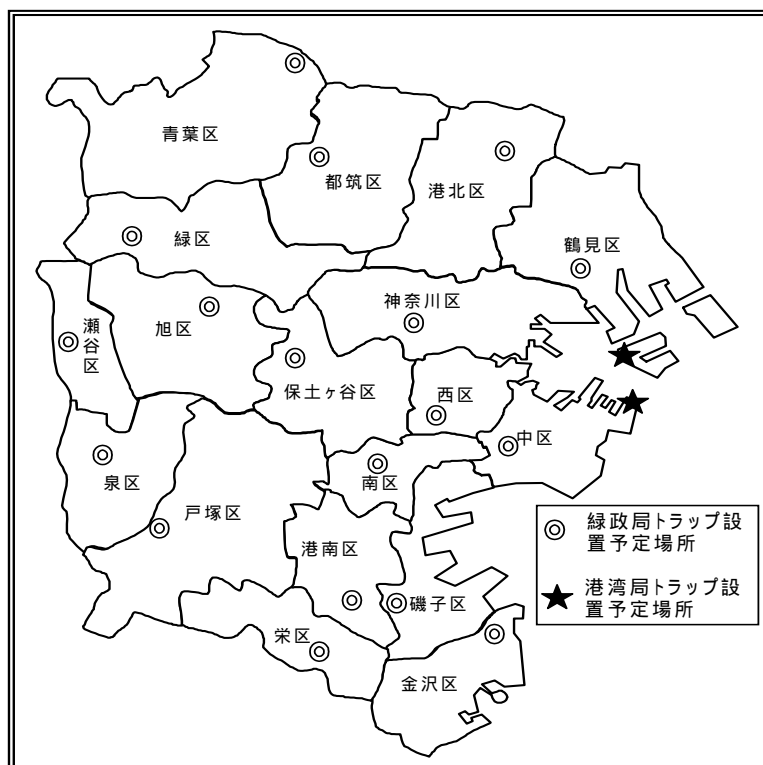
2 鳥類のサーベイランス

- (1) 期間
3月末日(随時)
- (2) 対象地域
市内全域
- (3) 回収基準
死後24時間以内と推定できる新鮮なカラスのみを回収する。
同一箇所、同一時期に複数羽(特に3羽以上)のカラスの死体があった場合には、毒劇物による中毒等の事件性が疑われるため、ウエストナイル熱の検査には使用しないので、回収の対象としない。
- (4) 回収手順
公園等施設管理者及び区生活衛生課等は、(3)回収基準に合致するカラスの発見通報を受けた場合、PCOに回収依頼をする。
PCOは、カラスを速やかにビニール袋等に入れて密封し、それを冷媒の入った発泡スチロール等の容器に入れ、冷蔵状態で衛生研究所に即日搬入する。
なお、検体の識別ができるようにビニール袋には、検体採集日、場所、識別番号等を記載した依頼書と同一番号を記載する。
PCOは、カラスを搬入することが確実となった場合に、衛生研究所に具体的な搬入時間を事前に連絡し、2階ウイルス室の担当職員に直接手渡す。
土日を含む祝祭日等で連休となる前日の検体回収については、その当日搬入が可能かどうかを検討するために、検体回収を行う前に衛生研究所に連絡し、検体回収の必要性があるかを相談する。

トラップ設置ポイント

区名	所管事務所	設置予定公園	住 所
鶴見区	北部	白幡公園	鶴見区東寺尾 2 - 1 2
神奈川区	北部	神大寺中央公園	神奈川区神大寺 3 - 2 5
西区	北部	境之谷公園	西区境之谷 1 0 5 - 1
中区	中部	柏葉公園	中区柏葉 8 9 - 1
南区	中部	永田みなみ台公園	南区永田みなみ台 4
港南区	南部	港南台北公園	港南区港南台 1 - 3
保土ヶ谷区	北部	川島町公園	保土ヶ谷区川島町 8 2 5 - 1
旭区	西部	上白根大池公園	旭区上白根町 9 1 0 - 3
磯子区	南部	洋光台駅前公園	磯子区洋光台 5 - 2
金沢区	南部	富岡八幡公園	金沢区富岡東 4 - 1 2
港北区	北部	綱島公園	港北区綱島台 1
緑区	西部	霧が丘公園	緑区霧が丘 5 - 2 4
青葉区	西部	美しが丘公園	青葉区美しが丘 2 - 2 2
都筑区	西部	鴨池公園	都筑区荏田東 3 - 2
戸塚区	中部	踊場公園	戸塚区汲沢 8 - 1 1
栄区	中部	桂山公園	栄区桂台中 1 6 - 1
泉区	中部	いずみ台公園	泉区和泉町 6 2 0 9 - 1
瀬谷区	西部	瀬谷中央公園	瀬谷区本郷 2 - 2 8 - 4

所管事務所	設置予定公園	住 所
南部管理課	シンボルタワー	中区本牧ふ頭 1 - 1 6
大黒ふ頭事務所	大黒中央公園	鶴見区大黒ふ頭 1



ウエストナイルウイルスサーベイランスにおける カラス等の死骸の取扱について

1 相談の窓口

カラス等の死骸についての問い合わせの窓口は、生活衛生課が中心となり、福祉保健課と協力して対応する。

ウエストナイル熱等の疾患面での健康相談については、福祉保健課が対応する。

* 休日・夜間の区役所内の連絡体制について、確認しておく。

2 回収等

状況を聞き取り、別紙報告書に記入する。

ア 回収基準

死後 24 時間以内と推定できる新鮮なカラスのみを回収する。

同一箇所、同一時期に複数羽(特に 3 羽以上)のカラスの死体があった場合には、毒劇物による中毒等の事件性が疑われる(警察対応)ため、ウエストナイル熱の検査には使用しないので、回収の対象としない。

* ウエストナイル疑い、事件性の疑いのいずれにも該当しない場合は、環境事業局による廃棄物処理扱いとなる。

イ 回収手順

公園等施設管理者及び区生活衛生課等は、上記、回収基準に合致するカラスの発見通報を受けた場合、PCO に回収依頼をする。

PCO は、カラスを速やかにビニール袋等に入れて密封し、それを冷媒の入った発泡スチロール等の容器に入れ、冷蔵状態で衛生研究所に即日搬入する。

なお、検体の識別ができるようにビニール袋には、検体採集日、場所、識別番号等を記載した依頼書と同一番号を記載する。

PCO は、カラスを搬入することが確実となった場合に、衛生研究所に具体的な搬入時間を事前に連絡し、2階ウイルス室の担当職員に直接手渡す。

土日を含む祝祭日等で連休となる前日の検体回収については、その当日搬入が可能かどうかを検討するために、検体回収を行う前に衛生研究所に連絡し、検体回収の必要性があるかを相談する。

ウ 発見場所

- ・ 発見者本人の私有地か
- ・ 上記以外の場合：他人の私有地、公有地(道路、公園、河川等)

* 死骸の調査時に立入及び収去の許可を得る必要がある場合があるので、上記についても確認しておく。

3 相談者への説明

- ア 事件性が疑われる場合は、警察が対応なので、110番通報をしてもらう。
- イ 廃棄物処理をおこなう場合、環境事業局収集事務所に連絡をしてもらう。
- ウ 死骸の保存について説明をする。
 - ・手を触れないようにする。
 - ・できれば、段ボールやビニールで覆う。
 - ・周囲に蚊がいる場合は、刺されないように注意する。
- エ ウェストナイルウイルスについて説明する。
 - ・蚊によって感染しますので、トリを触ったことで感染することはない。
 - ただし、ダニ等が付着している場合もあるので、素手では触らないようにする。

4 関係部署への連絡

ア 基本的な報告

通報があった場合は、生活衛生課等が別紙報告書により、衛生局感染症・難病対策課に報告する。

(休庁時は後日で可)

イ その他の連絡調整

原則として、感染症・食中毒連絡体制に準じる。

ウエストナイルウイルス (WNV) のサーベイランス事業

1 蚊の採集数と WNV 遺伝子の検査結果

回数		1~3	4~7	8~12	13	14	15	16	17	18	19	20	総計	
採集日	2003年	7月	8月	9月	10月				11月					
		計	計	計	7日	14日	21日	28日	4日	11日	18日	25日		
主管(緑政局) トラップ設置公園		住所												
区名	住所													
1 鶴見	白幡公園	東寺尾2-12	0	9	16	0	0	0	0	1	0	0	0	26
2 神奈川	神大寺中央公園	神大寺3-25	3	12	33	4	2	2	3	8	5	2	2	76
3 西	境之谷公園	境之谷105-1	3	28	31	2	3	4	1	1	1	0	0	74
4 中	柏葉公園	柏葉89-1	7	56	77	1	3	2	2	1	1	0	0	150
5 南	永田みなみ台公園	永田みなみ台4	0	14	7	1	0	0	0	0	0	0	0	22
6 港南	港南台北公園	港南台1-3	2	7	5	2	0	1	0	1	0	0	0	18
7 保土ヶ谷	川島町公園	川島町825-1	0	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	6
8 旭	上白根大池公園	上白根町910-3	1	33	64	2	1	1	1	0	0	0	0	103
9 磯子	洋光台駅前公園	洋光台5-2	3	11	25	3	3	0	0	2	0	0	0	47
10 金沢	富岡八幡公園	富岡東4-12	1	17	14	2	1	4	0	0	1	1	1	42
11 港北	綱島公園	綱島台1	11	75	41	2	0	0	0	1	0	0	0	130
12 緑	霧が丘公園	霧が丘5-24	7	10	21	1	0	0	0	0	0	0	0	39
13 青葉	美しが丘公園	美しが丘2-22	15	24	70	1	0	0	0	0	0	0	0	110
14 都筑	鴨池公園	荏田東3-2	4	12	58	2	0	3	1	2	1	0	0	83
15 戸塚	踊場公園	汲沢8-11	0	11	34	0	1	0	0	0	0	0	0	46
16 栄	桂山公園	桂台中16-1	3	13	21	1	3	1	0	1	0	0	0	43
17 泉	いずみ台公園	和泉町6209-1	1	13	8	0	0	1	0	0	0	0	0	23
18 瀬谷	瀬谷中央公園	本郷2-28-4	7	9	19	1	1	0	0	0	0	0	0	37
主管(港湾局)														
19 中	シンボルタワー	本牧埠頭1-16	33	169	118	6	12	11	62	96	63	71	1	642
20 鶴見	大黒中央公園	大黒埠頭1	113	86	138	8	7	15	12	99	10	7	4	499
総計														
		214	614	801	39	37	45	82	213	82	81	8	2216	

蚊の種類	回数	1~3	4~7	8~12	13	14	15	16	17	18	19	20	総計
アカイエカ群		170	366	405	24	24	30	77	205	80	80	8	1469
ヒトスジシマカ		22	172	343	12	12	10	2	5	0	0	0	578
コガタアカイエカ		3	44	6	0	0	0	0	0	0	0	0	53
その他		19	32	47	3	1	5	3	3	2	1	0	116
総計		214	614	801	39	37	45	82	213	82	81	8	2216
WNV遺伝子の検出結果		(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	

(備考) 蚊の種類のうちには、ヤマトヤブカ、キンバラナガハシカ等を含む。

2 カラスの検体

サーベイランス事業が開始された 2003 年 5 月 15 日以降に持ち込まれたカラスについての結果です。

検体採取日	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目
	2003年 7月28日	2003年 7月31日	2003年 8月14日	2003年 8月25日	2003年 10月3日	2003年 10月14日	2003年 10月30日	2003年 12月4日
	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽	羽
1 鶴見							2	1
2 神奈川						1		
5 南								1
11 港北	1	1	1				1	
15 戸塚	2			1				
16 栄					1			
合計	3	1	1	1	1	4	1	1
WNV遺伝子検査の結果	全て(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	全て(-)	(-)	N.T.

FAX 送信票

衛生局保健部感染症・難病対策課（０４５ - ６６３ - ４４６９）あて

平成 年 月 日

送信者

カラスの死骸に関する相談対応報告書

受 付 者	
発見者等から通報があった日時	平成 年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分
死骸発見日時	平成 年 月 日 () 午前 ・ 午後 時 分 頃
死骸の発見場所	
発見者又は通報者の氏名・住所・連絡先	氏名 住所 連絡先
死骸の数	匹
外傷の有無	有 ・ 無
PCO 協会へ連絡	有 ・ 無 有りの場合の日時 月 日 時 分 休庁時等に連絡した業者名 ()
備 考	

連絡先

平日（９：００～１７：００）

社団法人 神奈川県ベストコントロール協会（事務局）

電話番号 ０４５ - ６８１ - ８５８５ FAX ０４５ - ６８１ - ９５０２


休庁時 裏面リスト参照

死骸が回収基準と合致しない場合は、各区の環境事業局事務所へ回収依頼の連絡をしていただくよう説明してください（休庁時又は時間外の場合は業務時間時に対応となります）。

7 ウエストナイル熱対策対応計画

Usually - 平常時 -

- 1 総合的な施策の検討 対策検討会
情報収集
サーベイランス等から得られた情報を分析し、それらを踏まえた施策の検討を行う。
各関係局との調整
- 2 蚊及び鳥類のサーベイランスの実施 衛生局
状況把握
調査結果の評価・検討
- 3 情報提供と相談対応
サーベイランスの結果報告（ホームページ） 衛生局
Q&A（基礎知識編、対応編、予防編）
 - ・ センター相談対応：健康影響について 健康づくり係
 - ・ 蚊に関する相談 環境衛生係
- 4 ウエストナイル熱防除計画マップ（ハザードマップ）の策定・開示

 ハザードマップとは
現時点においてウエストナイルウイルスの検出があった場合に想定される地域における蚊の発生源の範囲をそのレベルとともに表示したものであり、いざという時の蚊の成虫駆除や幼虫駆除の対象エリアを確認できるものである。
ハザードマップは平常時における蚊の発生源対策のために極めて有効な施策と考えられる。

地区の現況、過去の蚊の発生状況、土木事務所等からの情報等を集積し、ウエストナイル熱防除計画マップを作成する。 居住衛生係 各区環境衛生係
開示をすることにより、施設管理者の自主防除及び地区の住民の理解・協力を得て住民の自主環境改善を推進する。 居住衛生係 各区環境衛生係

- 5 蚊の発生源対策
ウエストナイル熱防除計画マップに基づき、施設管理者・関係局等に要請
居住衛生係 各区環境衛生係
市民への啓発（印刷物・ホームページ等） 衛生局 センター

Level 1 - 国内でウイルス発見 -

- 1 通常時対応の強化 積極的な対応（警戒体制） 衛生局 センター
平常時の発生源対策の強化
- 2 市民への（パニック防止のための）適切な情報の提供（印刷物及びホームページ等）
衛生局 センター

Level 2 - 国内でウエストナイル熱患者が発生 -

- 1 横浜市ウエストナイル熱対策本部の設立
対策検討会が関係局と調整のうえ、対策本部を組織化する。 対策検討会
- 2 医療機関との調整
医療体制の確認、患者情報の収集及び動向内容の聞き取り等 感染症係
- 3 相談体制の強化
市民への（パニック防止のための）適切な情報及び予防対策等の提供（印刷物及びホームページ等）
 - ・ 健康影響について 感染症係 健康づくり係
 - ・ 蚊に関する相談 居住衛生係 環境衛生係

Level 3 - サーベイランスでウイルスが発見 -

- 1 連絡体制の強化 対策本部
 - 2 医療機関との調整 感染症係
- ウイルス患者発生時への対応準備
- 3 感染源の特定（スクリーニング）
防除計画マップに基づいた現場調査やサーベイランスポイントを増やし、蚊の駆除及び発生源対策ポイントを絞り込む。
 - ・ サーベイランス 感染症係 居住衛生係
 - ・ 現場調査 各区 環境衛生係
 - 4 情報提供の強化
情報提供を行うとともに、連絡体制の強化を図る。 衛生局 センター
 - 5 相談体制の強化
市民への（パニック防止のための）適切な情報の提供
 - ・ 健康影響について 感染症係 健康づくり係
 - ・ 蚊に関する相談 居住衛生係 環境衛生係
 - 6 蚊の駆除及び発生源対策

	駆除作業		
	要請	実施	サポート
サーベイランスポイント	衛生局	施設管理者	センター (駆除方法の指導)
周辺エリア (1~2km)の 周辺地域	公の施設	施設管理者	センター (駆除方法の指導)
	民間施設及び 住宅等	施設所有者（代表 者）及び管理者	センター (駆除方法の指導、 駆除用器材等の貸 出し)
広域・緊急対応	衛生局	各施設管理者及び PCO業者(委託)	センター (駆除作業の監督)

Level 4 - 市内でウエストナイル熱患者が発生 -

- 1 連絡体制の強化 対策本部
- 2 医療機関との調整
患者情報の収集、動向内容の聞き取り等 感染症係 健康づくり係
- 3 蚊の駆除及び発生源対策
蚊の公共的、広域発生源に PCO 業者に駆除委託 感染症係
- 4 相談体制の強化
市民への（パニック防止のための）適切な情報、防除対策及び予防方法の積極的な提供
発生地域に注意呼びかけ
 - ・ 健康影響について 感染症係 健康づくり係
 - ・ 蚊に関する相談 居住

【付録】

(1) ウエストナイル熱 QandA

Q1 ウエストナイルウイルスとは、どのようなものでしょうか？

ウエストナイルウイルスは、フラビウイルス属に分類されるウイルスで、日本脳炎ウイルスと近い種類のものです。

1937年ウガンダ(アフリカ)の West Nile 地方で最初に分離され、アフリカ、西アジア、中東、ヨーロッパで見つかっていましたが、1999年以降、米国でも見つかっています。

Q2 ウエストナイル熱・脳炎とはどのようなものでしょうか？

ウエストナイルウイルスに感染しても、症状が出ないうちに治ってしまう場合(不顕性感染)が約80%を占めます。

症状が出る場合には、ウエストナイル熱とウエストナイル脳炎(髄膜炎)の2種類のタイプがあります。

ウエストナイル脳炎になるのは、感染者の約1%の方です。(感染者の1/150)

ウエストナイル熱は、インフルエンザに似た症状で、比較的軽症の病気です。ほとんどの患者さんは数日から1週間以内で回復します。

症状は突然の発熱(3~6日間)、頭痛、筋肉痛、発疹(約半数にみられる)、リンパ節の腫れなどです。

ウエストナイル脳炎は、より重症のタイプで、高熱、意識障害、けいれんなどを起こし、死亡する場合があります。

症状：ウエストナイル熱の症状に加えて、激しい頭痛、方向感覚の欠如、筋力低下(約半数にみられる)、意識障害、けいれん、麻痺など

*50歳以上の者に多いといわれています。

*重症患者の3~15%が死亡するといわれています。

	大部分のもの	無症状(不顕性感染)	
感染	約20%のもの	ウエストナイル熱	: インフルエンザに似た症状 数日で軽快
	約1%のもの	ウエストナイル脳炎・髄膜炎	: 高熱、けいれん、意識障害等 重症例の3~15%が死亡

Q3 ウエストナイル熱・脳炎は、これまでどこで報告されているのでしょうか？

ウエストナイル熱・脳炎は、従来、アフリカ、西アジア、ヨーロッパで患者発生の報告がありました。

米国では、1999年のニューヨーク市での患者発生の後、2002年には患者数4156人、死者284人の大流行となりました。

日本では、現在のところ、感染者の報告はありません。

Q4 ウイルスはどのように感染するのでしょうか？

ウエストナイルウイルスは、自然界ではトリに感染しています。蚊が、感染したトリを吸血したあと、ウイルスは蚊の唾液腺の中で数日生きています。感染した蚊が、ヒトや動物（馬、猫、ウサギなど）を吸血するときに、ウイルスが伝播されて感染します。

ウイルスを媒介する蚊はイエカやヤブカなどで、これらの蚊は日本にも生息しています。ただし、今のところ、日本では、蚊やトリからウイルスは検出されていません。

ヒトからヒトへの直接の感染はありません。

・感染したヒトから蚊への感染はありません。（感染してもウイルスの量が非常に低い）

感染者を給血した蚊によって、周囲の人に感染することはありません。

感染したトリ以外の動物からヒトへの感染はないとされています。

・カラスの死骸等を触ったことで感染することはありません。

Q5 ウエストナイルウイルスに感染した蚊に刺されたら、どのくらいで症状がでるのでしょうか？

感染した蚊に刺されても、すべての人が感染するとは限りません。

感染したとしても、症状がでるのは、20%程度の方です。その場合、蚊に刺されてから症状がでるまでの期間は、2～14日（ふつう2～6日）です。

5 - 1 蚊に刺された後、熱がでましたが、ウエストナイル熱が心配です。

日本では、今のところ患者の発生はなく、蚊やトリへのウイルスの感染の報告もありません。ウエストナイル熱の可能性は低いと思われませんが、他の病気の場合もありますので、かかりつけ医を受診して、ご相談ください。

* 海外から帰国した方は、デング熱等の場合もありますので、必ず受診してください。

5 - 2 高熱や筋力低下などの症状がでたらどうしたらよいですか？

ウエストナイル熱以外にも、日本脳炎ウイルスなどのウイルスで脳炎を起こす場合があります。直ちに、医療機関を受診する必要があります。

Q 6 蚊以外からウエストナイルウイルスが感染することはありますか

最近の米国の流行例の中で、移植された臓器や輸血を介しての感染を疑わせる報告がありました。

*臓器移植 5例（ただし4例は同一のドナー） 輸血 5例
また、母乳を介して感染した可能性のあるものが1例ありました。

これらの感染経路については、現在米国で確認の研究が行われており、今後の情報に注意しながら対応していく必要があります。

6 - 1 輸血は安全ですか？

我が国では、献血の際に、米国からの1か月以内の帰国歴のある方については、ウエストナイル熱に関連した症状の有無などについて健康状態の確認を十分に行っています。

また、血液製剤についても、現在行われているウイルス不活化処理がウエストナイルウイルスにも有効であると考えられています。

6 - 2 臓器移植は安全ですか？

臓器移植がウエストナイルウイルスの感染経路となる可能性は否定されていません。

*角膜移植：これまでに感染例なし、低リスクと考えられる
骨髄移植・臍帯血移植：これまでに感染例の報告なし

6 - 3 母乳は安全ですか？

現在のところ、「母乳による育児を勧める方針を変更する必要性は示されていない」とされています。（米国疾病対策予防センターCDC）

ただし、母親に何らかの症状がある場合は、医療機関を受診し、指示を受けてください。

Q 7 どのような人が、ウエストナイル脳炎になりやすいですか？

ウエストナイルウイルスが蔓延しているところにすんでいる人は、ウイルスに感染する可能性があります。

特に高齢の方が、重症になりやすいといわれています。

Q 8 ウエストナイル熱・脳炎の治療方法はありますか？

ウエストナイル熱・脳炎に対する特效薬はありません。症状を軽減するための対症療法が中心となります。

Q 9 感染を予防するためには、どのようにしたらよいのでしょうか？

蚊に刺されないようにすることが予防となります。
特に、流行地（米国等）へ渡航する場合は、注意しましょう。

* 米国では、西部の数州（ロッキー山脈周囲）・アラスカ・ハワイ以外の州で、患者発生および動物への感染の報告がある。

患者発生状況及び動物への感染状況については、CDCのホームページ等で最新の情報を得て情報提供すること。

* 蚊に刺されないようにする

- ・ 外出時は、長袖・長ズボンにして皮膚の露出を少なくする。
- ・ 露出している皮膚には防虫スプレー（蚊除け剤）を使う。
- ・ 蚊の活動が活発になる夕暮れ時などは外出を控える。
- ・ 窓やドアの網戸を使う。

* 蚊を増やさないようにする

- ・ 蚊が発生するもとになる溜まり水を作らない。（バケツ、古タイヤ、空き缶など）

Q 10 ウエストナイルウイルスに対するワクチンがありますか？

ワクチンは今のところありません。
（現在、米国で開発中との情報があります。）

(2) 横浜市ウエストナイル熱等対策検討会設置要綱

(設置)

第1条 ウエストナイル熱等の発生に備え、関係機関等が連携、協力して必要な対策を総合的に推進するため、「横浜市ウエストナイル熱等対策検討会」(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 市民生活の安全を守るための情報の収集及び提供、相談等に関すること。
- (2) ウエストナイル熱等の発生に備えた事業の立案に対する助言に関すること。
- (3) その他、ウエストナイル熱等の対策に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって組織する。

- 2 検討会に会長を置く。
- 3 会長は、必要に応じて検討会を招集し、統括する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 4 会長は、必要に応じて別表に掲げる者以外の者を出席させ、その意見を求めることができる。

(庶務)

第4条 検討会の庶務は、衛生局感染症・難病対策課において処理する。

(国内でウエストナイルウイルスが発見されたなどの場合)

第5条 国内でウエストナイルウイルスが発見されたなどの場合、検討会の取扱いは別に定める。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年6月26日から施行する。

(3) 感染症情報公表基準

臨時的な公表	公表する事例	1 患者死亡例（４類及び５類を除く） 2 １類感染症患者発生事例（SARSは別に定める） 3 ２類及び３類感染症での集団感染事例 4 ４類及び５類全数感染症のうち、以下の（１）（２）（３）の疾病での集団感染事例 （１）クリプトスポリジウム症 （２）レジオネラ症 （３）ジアルジア症 5 公表者が公表することが必要と判断した場合 6 結核の場合で、以下に該当する場合 同一の感染源が、２家族以上にまたがり、２０人以上に感染させた場合で、かつ、患者及びその家族を除いた患者・感染者の実数が１０人以上の場合。 ただし、発病者１人は感染者６人とみなします。 7 その他公表が必要と認められる事例		
	公表する内容及びその時期	患者情報	1 内容 定例的な公表の内容に加え、患者の居住区名、職業（会社員、公務員、学生など）、症状経過等を公表します。 （SARSの場合は別に定めるところによる。また、これらを公開することにより、プライバシーの保護に支障が生じるおそれがあると認められる場合には、公表を行いません。） 2 時期 臨時的な公表の要件を満たした時点で速やかに公表します。	
	感染原因が明らかでない場合の対応	原因施設関係情報	1 内容 （１）原因施設（施設名称、所在地） （２）原因施設に対する措置等 （３）啓発に必要な事項（対処方法等の参考資料） （４）その他公表が必要と認められる事項 2 時期 当該施設が原因で感染症が発生したことが明らかになった時点で速やかに公表します。 集団発生（同一家族内での発生は除く）事例で、同一感染経路を疑う事例は速やかに公表する。ただし、急性胃腸炎の場合は、ウイルス（ノロウイルス等）が原因でかつ食品由来と断定でない時点では公表を行わない。	
	適用	この取り扱いは平成１６年４月１日以降の事例について適用します。		
その他	疫学調査に時間を要するなど、中間的な報告等が必要と認められる場合には、公表の内容及びその時期等について、適宜、市政記者クラブと調整をおこないます。			